

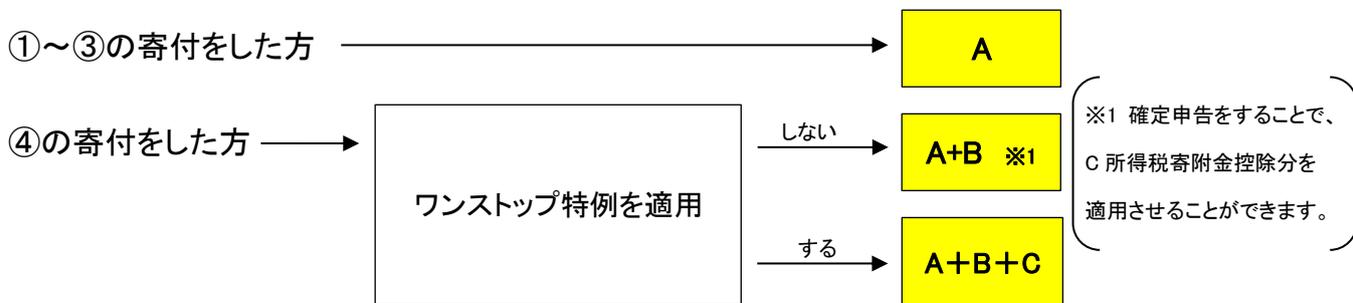
## IV-④寄附金税額控除

控除の対象となる寄附をした場合、下記により算出した額を市民税・都民税所得割額から控除できます。

### 控除の対象となる寄附

- ① 東京都の共同募金会に対する寄附
- ② 日本赤十字社東京都支部に対する寄附
- ③ 東大和市または東京都が条例で指定した法人・団体に対する寄附  
※条例指定されていない場合には、指定されている一方のみの控除となります。
- ④ 都道府県・市町村または特別区に対する寄附(いわゆる「ふるさと納税」)

### 寄附金税額控除額の計算方法



◎ワンストップ特例とは、確定申告の必要のない方がふるさと納税を行った場合に、その各自治体に申請を行うことで確定申告が不要になる制度です。

	区分	計算方法
A	住民税の基本控除分	(寄附金-2,000円) × 10% (市 6% 都 4%) (※控除の上限は総所得金額等 × 30% - 2,000円。総所得金額等とは、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額)
B	住民税の特例控除分	(寄附金-2,000円) × {90% - (所得税の限界税率 × 1.021)} (※控除額の上限は、住民税所得割額の 20%)
C	申告特例控除分(所得税寄附金控除分)	住民税の特例控除分(B) × 申告特例控除割合

※「所得税の限界税率」と「申告特例控除割合」については、次ページの表を参照してください。

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金控除に係る所得税の限界税率		
住民税の課税総所得金額－人的控除の差額の合計額	所得税の限界税率	割合(平成 26～令和 20 年度)
0 円未満(課税山林所得、課税退職所得がある場合)	地方税法に定める割合	
0 円未満(課税山林所得、課税退職所得がない場合)	0%	0%
0 円以上 195 万円以下	5%	5.105%
195 万円超 330 万円以下	10%	10.21%
330 万円超 695 万円以下	20%	20.42%
695 万円超 900 万円以下	23%	23.483%
900 万円超 1800 万円以下	33%	33.693%
1800 万円超 4000 万円以下	40%	40.84%
4000 万円超	45%	45.945%

※課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除額を引いた金額です。

※限界税率とは、個人の課税所得金額に応じて適用される税率のうち最も高い税率です。

※平成 26～令和 20 年度は復興特別所得税率があるため、「割合(平成 26～令和 20 年度)」となります。

申告特例控除割合	
課税総所得金額－人的控除調整額	割合(平成 26～令和 20 年度)
0 円以上 195 万円以下	84.895 分の 5.105
195 万円超 330 万円以下	79.79 分の 10.21
330 万円超 695 万円以下	69.58 分の 20.42
695 万円超 900 万円以下	66.517 分の 23.483
900 万円超 1800 万円以下	56.307 分の 33.693
1800 万円超 4000 万円以下	
4000 万円超	

※平成 26～令和 20 年度は復興特別所得税率があるため、「割合(平成 26～令和 20 年度)」となります。

#### ◇ふるさと納税の上限額を求める計算式◇

上記 B 住民税の特例控除分の上限額が住民税所得割額の 20%のため、住民税特例控除額＝住民税所得割額×20%のとき、2,000 円を超える部分が全額控除となる寄附金の上限額となります。

このことから、上限額を X として B の計算方法を変形すると、

$X = \text{住民税所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021) + 2,000 \text{ 円}$  となります。

例) 給与収入額 3,000,000 円(給与所得額 2,020,000 円)、所得控除合計額が 900,000 円の方の場合、所得税の限界税率が 5%、所得割額が 114,500 円となりますので、

$X = 114,500 \times 20\% \div (90\% - 5\% \times 1.021) + 2,000 \text{ 円}$

$X \approx 28,974 \text{ 円}$  よって、28,974 円までなら実質 2,000 円負担でふるさと納税することができます。